

## ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成15年4月15日  
規則第47号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年鹿児島県規則第44号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(提出書類の様式等)

第2条 法、政令及び省令の規定により、知事に提出すべき書類の名称及び様式は、次の表に掲げるとおりとする。

書類の区分	名称及び <u>様式</u>
法第8条第1項の一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請	一般廃棄物処理施設設置許可申請書( <u>別記第1号様式</u> )
法第8条の2第5項の一般廃棄物処理施設の検査の申請	一般廃棄物処理施設使用前検査申請書( <u>別記第2号様式</u> )
法第8条の2の2第1項の一般廃棄物処理施設の定期検査の申請	一般廃棄物処理施設定期検査申請書( <u>別記第2号様式の2</u> )
法第9条第1項の一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請	一般廃棄物処理施設変更許可申請書( <u>別記第3号様式</u> )
法第9条第3項の規定による一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出	一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書( <u>別記第4号様式</u> )
法第9条第4項の規定による一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出	一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書( <u>別記第5号様式</u> )
法第9条第5項又は第9条の2の3第2項の一般廃棄物処理施設の廃止の確認の申請	一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書( <u>別記第6号様式</u> )
法第9条の2の4第1項の熱回収施設設置者の認定の申請	熱回収施設設置者認定申請書( <u>別記第6号様式の2</u> )
法第9条の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出	一般廃棄物処理施設設置届出書( <u>別記第7号様式</u> )
法第9条の3第8項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出	一般廃棄物処理施設変更届出書( <u>別記第8号様式</u> )
法第9条の5第1項の一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請	一般廃棄物処理施設／譲受け／借受け／許可申請書( <u>別記第9号様式</u> )
法第9条の6第1項の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請	合併・分割認可申請書( <u>別記第10号様式</u> )
法第9条の7第2項の規定による許可施設設置者の相続の届出	相続届出書( <u>別記第11号様式</u> )
法第15条の2の5の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出	特例措置に基づく一般廃棄物処理施設設置届出書( <u>別記第1号様式の2</u> )
法第20条の2第1項の廃棄物再生事業者の登録の申請	廃棄物再生事業者登録申請書( <u>別記第12号様式</u> )
政令第5条の5の規定による熱回収施設の休廃止等の届出	熱回収施設休廃止等届出書( <u>別記第12号様式の2</u> )

政令第20条の規定による登録廃棄物再生事業者の変更の届出	登録廃棄物再生事業者変更届出書(別記第13号様式)
政令第21条の規定による登録廃棄物再生事業者の休廃止等の届出	登録廃棄物再生事業者休廃止等届出書(別記第14号様式)
省令第4条の17の報告書	特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(別記第15号様式)
省令第5条の5の11第1項の報告書	熱回収報告書(別記第15号様式の2)
省令第12条の7の17第5項の規定による変更又は廃止の届出	特例措置に基づく一般廃棄物処理施設設置／変更／廃止／届出書(別記第15号様式の3)

(平16規則3・平19規則63・平23規則19・一部改正)

(産業廃棄物処理業に係る許可証の再交付)

第3条 省令第10条の2、第10条の6、第10条の14又は第10条の18の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、汚損し、又は破損したときは、産業廃棄物処理業許可証再交付申請書(別記第16号様式)により、当該許可証の再交付を申請することができる。

2 亡失により前項の申請をした者は、許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したときは、これを直ちに返納しなければならない。

(書類の経由)

第4条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に対して行うべき申請その他の手続に係る書類は、当該書類が一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設に係るものである場合にあっては当該施設の所在地を所管する地域振興局又は支庁の長(当該所在地が屋久島事務所の所管区域内にある場合にあっては屋久島事務所長、徳之島事務所の所管区域内にある場合にあっては徳之島事務所長)を、その他の場合にあっては当該申請その他の手続を行う者の事務所又は事業場の所在地を所管する地域振興局又は支庁の長(当該所在地が屋久島事務所の所管区域内にある場合にあっては屋久島事務所長、徳之島事務所の所管区域内にある場合にあっては徳之島事務所長)を経由して提出しなければならない。ただし、産業廃棄物処理業に関し申請その他の手続を行う場合であって、当該申請その他の手続を行う者の事務所又は事業場が鹿児島県の区域(鹿児島市の区域を除く。)にない場合にあっては、この限りでない。

(平19規則43・平19規則63・一部改正)

(書類の提出部数)

第5条 前条の書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。ただし、前条ただし書に規定する場合にあっては、1部とする。

附 則

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成16年1月16日規則第3号)

この規則は、平成16年2月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第43号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日規則第63号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月29日規則第19号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

(平16規則3・平23規則19・一部改正)



## 別記第1号様式(第2条関係)

(第1面)

## 一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定期日	年 月 日	
使用開始予定期日	年 月 日	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3$ /日 ( )時間 $t$ /日 ( )時間 $m^3$ /時間 $t$ /時間 面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴う量	
	い生ずる排ガス及び排水	処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
		設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値 その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項
※事務処理欄		

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
---------------------	--

計画に 係る事 項	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)			
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 (ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法 (し尿処理施設の場合)	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

(第 3 面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所

法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)

役員(申請者が法人である場合)

(第 4 面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用者(申請者に当該使用者がある場合)

備考】※欄は、記入しないこと。

- 一般廃棄物は、記入しないこと。
  - 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
  - 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
  - △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
    - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
    - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
  - △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
  - 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
  - この申請書は、2部提出すること。

※手数料欄

第2号様式(第2条関係)

(平23規則19・一部改正)

## 第2号様式(第2条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書		年　月　日
鹿児島県知事	殿	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。		
許可の年月日 及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号	
設 置 場 所		
しゅん功の年月日	年　　月　　日	
使用開始予定年月日	年　　月　　日	
※事務処理欄		
備考1 ※欄は、記入しないこと。 2 この申請書は、2部提出すること。		

## 第2号様式の2(第2条関係)

(平23規則19・追加)

## 第2号様式の2(第2条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書	
年　月　日	
鹿児島県知事 殿	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　月　日 第　号
※事務処理欄	
備考1 ※欄は、記入しないこと。 2 この申請書は、2部提出すること。	

## 第3号様式(第2条関係)

(平16規則3・平23規則19・一部改正)



## 第3号様式(第2条関係)

(第1面)

## 一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事

殿

## 申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所					
一般廃棄物処理施設の種類					
許可の年月日	年 月 日				
許可番号					
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類				
	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変 更 後	変 更 前	m <sup>3</sup> /日 ( )時間	t/日 ( )時間
		m <sup>3</sup> /日 ( )時間	m <sup>3</sup> /日 ( )時間		
		t/日 ( )時間	m <sup>3</sup> /時間		
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	面積	m <sup>2</sup>	面積	m <sup>2</sup>	
	埋立容量	m <sup>3</sup>	埋立容量	m <sup>3</sup>	
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画					
変更の理由					
着工予定年月日	年 月 日				
使用開始予定年月日	年 月 日				
※許可の年月日	年 月 日				
※許可番号					
※事務処理欄					

(第2面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所

(法人である場合) (ふりがな)		住	所
名	称		

法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所

### 役員(申請者が法人である場合)

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用者(申請者に当該使用者がある場合)

備考】※欄は、記入しないこと。

- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
  - 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
    - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
    - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
    - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
    - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
    - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
  - 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
  - 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。
  - 6 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
  - 8 この申請書は、2部提出すること。

※手数料欄

第4号様式(第2条関係)

(平23規則19・一部改正)

## 第4号様式(第2条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書					
年　月　日					
鹿児島県知事 殿					
<p>届出者</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕</p> <p>〔市町村にあっては、名称及び代表者の氏名〕</p> <p>電話番号</p>					
<p>一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>					
一般廃棄物処理施設の設置の場所					
一般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類					
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		許可(届出)	年	月	日 第 号
変更の内 容	△軽微な変更				
	氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の 氏名の変更				
△廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行規則第5条 の4(同規則第5条の9にお いて準用する場合を含 む。)に掲げる事項の変更 (同規則第5条の4第6号関 係を除く。)					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項					
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住	籍 所		
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)			
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年　月　日			
※ 事務処理欄					
<p>備考1 ※欄は、記入しないこと。</p> <p>2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>3 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。</p> <p>4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。</p> <p>5 この届出書は、2部提出すること。</p>					

## 第5号様式(第2条関係)

(平23規則19・一部改正)



## 第5号様式(第2条関係)

(表 面)

## 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿	届出者 住 所 氏 名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名 市町村にあっては、名称及び代表者の氏名 電話番号〕
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
設 置 場 所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 m <sup>2</sup> 埋立ての深さ m 覆土の厚さ m
※事務処理欄	

(裏 面)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年      月      日		
埋立処分終了年月日	年      月      日		
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種類	数量(m <sup>3</sup> )	性状

備考1 崩の欄は、記入しないこと。  
2 この届出書は、2部提出すること。

第6号様式(第2条関係)

(平23規則19・一部改正)



## 第6号様式(第2条関係)

(表 面)

## 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

## 申請者

住 所

氏 名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

〔市町村にあっては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
 第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)  
 第9条の2の3第2項  
 の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		
埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		

(裏 面)

悪臭の発散の防止に関する

措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	

備考1 ※の欄は、記入しないこと。

- 2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「最終処分基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。
- 3 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。
- 4 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。
- 5 この申請書は、2部提出すること。

第6号様式の2(第2条関係)

(平23規則19・追加)



## 第6号様式の2(第2条関係)

(表面)

熱回収施設設置者認定申請書	
年　月　日	
鹿児島県知事　殿	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
熱回収施設の設置の場所	
※認定の年月日	年　月　日
※認定番号	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画
	△設備の維持管理に関する計画
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
	熱回収の方法
	熱回収率
許可の年月日及び許可番号	年　月　日 第　号
※事務処理欄	

(裏面)

備考1 ※欄は、記入しないこと。

⑨ 設備の種類については、ボイラー、燃焼炉、熱交換器の3つから選択する。

- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン／時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
- (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
  - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 7 この申請書は、2部提出すること。

※手数料欄

#### 第7号様式(第2条関係)



第7号様式(第2条関係)

(表 面)

## 一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者

名 称

代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所					
一般廃棄物処理施設の種類					
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類					
着工予定期 年 月 日	年 月 日				
使用開始予定期 年 月 日	年 月 日				
※届出年 月 日	年 月 日				
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量		$m^2$ /日 ( )時間			
		t/日 ( )時間			
		$m^3$ /時間			
		t/時間			
	面積	$m^2$			
	埋立容量	$m^3$			
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置				
	一般廃棄物処理施設の処理方式				
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備				
	処理に伴う量				
	い生ずる排ガス及び排水	処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)			
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値				
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項					
※事務処理欄					

(裏 面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水	

	の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
	△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 (ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法 (し尿処理施設の場合)	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
	△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
	△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
<p>備考1 ※欄は、記入しないこと。</p> <p>2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。</p> <p>3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。</p> <p>4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図</p> <p>5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>6 この届出書は、2部提出すること。</p>			

第8号様式(第2条関係)

(平23規則19・一部改正)



## 第8号様式(第2条関係)

(表 面)

		一般廃棄物処理施設変更届出書		年 月 日
鹿児島県知事 殿		届出者 名 称 代表者の氏名 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。				
一般廃棄物処理施設の設置の場所				
一般 廃棄物 処理 施設 の 種 類				
届 出 年 月 日		年 月 日		
変更の内 容	一般廃棄物処理施設に おいて処理する一般廃 棄物の種類			
	一般廃棄物処理施設の 処理能力(一般廃棄物の 最終処分場である場合 にあっては、一般廃棄物 の埋立処分の用に供さ れる場所の面積及び埋 立容量)	変 更 後 $m^3$ ／日 ( )時間 $t$ ／日 ( )時間 $m^3$ ／時間 $t$ ／時間 面積 埋立容量	$m^3$ ／日 ( )時間 $t$ ／日 ( )時間 $m^3$ ／時間 $t$ ／時間 面積 埋立容量	変 更 前 $m^3$ ／日 ( )時間 $t$ ／日 ( )時間 $m^3$ ／時間 $t$ ／時間 面積 埋立容量
△一般廃棄物処理施設 の位置、構造等の設置 に関する計画				
△一般廃棄物処理施設 の維持管理に関する 計画				
変 更 の 理 由				
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日		

(裏 面)

※事務処理欄	
--------	--

備考1 ※欄は、記入しないこと。

- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量及び大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。
- 6 この届出書は、2部提出すること。

#### 第9号様式(第2条関係)

(平16規則3・平23規則19・一部改正)



## 第9号様式(第2条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設 謙受け 借受け 許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の  
謙受け借受け の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

謙受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※謙受け等の許可の年月日	年 月 日
※謙受け等の許可番号	
※事務処理欄	

(第2面)

申請者(個人である場合)

姓	名	性別	年齢
---	---	----	----

本

籍



〈第3面〉

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用者(申請者に当該使用者がある場合)

**備考】** 滞欄は、記入しないこと。

- 2 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
  - 4 この申請書は、2部提出すること。

※手数料欄

第10号様式(第2条関係)

(平16規則3・平23規則19・一部改正)



第10号様式(第2条関係)

(第1面)

## 合併・分割認可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者  
 名称  
 住所  
 代表者の氏名  
 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
合併又は分割の方法及び条件	
合併又は分割の理由	
合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年 月 日
※認可番号	
※事務処理欄	

(第2面)

申請者		
(ふりがな)		
名 称		住 所

役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本	籍	
		住	所	
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(当該株主又は出資をしている者がある場合)				
発行済株式の総数		株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所

(第3面)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用者(申請者に当該使用者がある場合)

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、役員となる者

(第4面)

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人となる者

備考】※欄は、記入しないこと。

- 2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
  - 3 「役員」の欄から「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人となる者」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 4 「役員」及び「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、役員となる者」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
  - 5 この申請書は、2部提出すること。

5 この申請書は、2部提出すること。

### ※手数料欄

### 第11号様式(第2条關係)

(平16題目3・平23題目19・一部改正)



## 第11号様式(第2条関係)

(表 面)

相 続 届 出 書		年 月 日
鹿児島県知事	殿	
届出者 住 所 氏 名 電話番号		
一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。		
被 相 続 人 と の 続 框		
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏 名 住 所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
相 続 の 開 始 の 日		
※事 務 处 理 欄		

(裏 面)

相続人

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

法定代理人(相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

備考1 挙欄は、記入しないこと。

- 2 「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。
- 4 この届出書は、2部提出すること。

第11号様式の2(第2条関係)

(平16規則3・追加、平23規則19・一部改正)

## 第11号様式の2(第2条関係)

特例措置に基づく一般廃棄物処理施設設置届出書	
年　月　日	
鹿児島県知事　　殿	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類を添えて、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　　号
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	$m^2$ / 日 ( )時間 $t$ / 日 ( )時間 $m^2$ / 時間 $t$ / 時間 最終処分場 残余面積 残余容量 $m^2$ $m^3$
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る同法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年　月　日
備考　この届出書は、2部提出すること。	

## 第12号様式(第2条関係)

## 第12号様式(第2条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書	
年　月　日	
鹿児島県知事	殿
申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事務所の所在地	
事業場の所在地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	
事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要	
廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料	
※事務処理欄	
備考1 ※欄は、記入しないこと。 2 この申請書は、2部提出すること。	

第12号様式の2(第2条関係)  
(平23規則19・追加)

## 第12号様式の2(第2条関係)

熱回収施設休廃止等届出書		
年　月　日		
鹿児島県知事 殿		
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号 年　月　日 第　　号		
熱回収を行わなくなったとき。	理　由	
	年　月　日	年　月　日
廃止し、休止し、又は再開したとき。	理　由	(廃止・休止・再開の別)
	年　月　日	年　月　日
熱回収に必要な設備を変更したとき。	△変更の内容	
	理　由	
	年　月　日	年　月　日
※事務処理欄		
備考1 ※欄は、記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。 4 この届出書は、2部提出すること。		

## 第13号様式(第2条関係)

## 第13号様式(第2条関係)

登録廃棄物再生事業者変更届出書		
鹿児島県知事	殿	年　月　日
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
登録廃棄物再生事業者について、下記のとおり変更があったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第18条の規定により届け出ます。		
登録の年月日	年　月　日	
変更の内容	変更後	変更前
変更の理由		
変更年月日	年　月　日	
※事務処理欄		
備考1 ※欄は、記入しないこと。 2 この届出書は、変更があった日から30日以内に提出すること。 3 この届出書は、2部提出すること。		

## 第14号様式(第2条関係)

## 第14号様式(第2条関係)

登録廃棄物再生事業者休廃止等届出書	
年　月　日	
鹿児島県知事	殿
<p style="text-align: center;">届出者</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p>	
<p>下記のとおり登録廃棄物再生事業者に係る  <math>\begin{cases} \text{事 業 場 を 廃 止 し た} \\ \text{事 業 場 を 休 止 し た} \end{cases}</math></p> <p>ので、廃棄物の処理及び清掃 休止した事業場を再開した</p> <p>に関する法律施行令第19条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
事 業 場 の 所 在 地	
登 錄 の 年 月 日	年　月　日
廢止、休止又は再開の年月日	年　月　日
廢止、休止又は再開の理由	
※事務処理欄	
備考1 ※欄は、記入しないこと。 2 この届出書は、廃止、休止又は再開の日から30日以内に提出すること。 3 この届出書は、2部提出すること。	

## 第15号様式(第2条関係)

## 第15号様式(第2条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書( 年度)	
年　月　日	
鹿児島県知事 殿	
報告者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。	
許可の年月日及び許可番号	
設置の場所	
埋立処分開始年月	
埋立処分終了予定年月	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※事務処理欄	
備考1 ※欄は、記入しないこと。 2 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。 3 この報告書は、2部提出すること。	

## 第15号様式の2(第2条関係)

(平23規則19・追加)

## 第15号様式の2(第2条関係)

熱回収報告書	
年　月　日	
鹿児島県知事	殿
報告者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。	
認定の年月日及び認定番号	年　月　日 第　号
年4月1日から 日までの年間の熱回収率	%
備考1 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号への算式により算定した熱回収率を記載すること。 2 この報告書は、2部提出すること。	

## 第15号様式の3(第2条関係)

(平16規則3・追加, 平23規則19・旧第15号様式の2線下・一部改正)

## 第15号様式の3(第2条関係)

		特例措置に基づく一般廃棄物処理施設設置 廃止	変更届出書
年　月　日			
鹿児島県知事 殿		届出者	
		住 所	
		氏 名	
		(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
		電話番号	
特例措置に基づく一般廃棄物処理施設を <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">変更した</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">廃止した</span> ので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12条の7の17第5項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。			
特例措置に基づく一般廃棄物処理施設設置届出の年月日		年　月　日	
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
変更の内 容	区分	変更後	変更前
	産業廃棄物処理施設の種類		
	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
廃止の理由			
廃止の年月日		年　月　日	
備考1 産業廃棄物処理施設の種類又は施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があった場合には、産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証の写しを添付すること。 2 この届出書は、2部提出すること。			

## 第16号様式(第3条関係)

## 第16号様式(第3条関係)

産業廃棄物処理業許可証再交付申請書	
年　月　日	
<p>鹿児島県知事 殿</p> <p>申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p>	
<p>次のとおり</p> <p>産業廃棄物収集運搬業許可証 産業廃棄物処分業許可証 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 特別管理産業廃棄物処分業許可証</p> <p>の再交付を受けたいので、申請します。</p>	
許 可 年 月 日	
許 可 証 番 号	
再 交 付 申 請 の 理 由	
<p>備考1 再交付申請の理由の欄には、亡失、汚損又は破損の別を記載するとともに、亡失の場合にあっては、その経緯について具体的に記載すること。</p> <p>2 再交付申請の理由が汚損又は破損である場合にあっては、既に交付を受けている許可証を添付すること。</p> <p>3 この申請書は、2部提出すること。</p>	